

信州大学学術研究・産学官連携推進機構と諒訪圏ものづくり推進機構
との間における連携協力に関する協定書

信州大学学術研究・産学官連携推進機構（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人（NPO）諒訪圏ものづくり推進機構（以下「乙」という。）は、平成26年8月8日付「信州大学産学官・社会連携推進機構と諒訪圏ものづくり推進機構との間における連携協力に関する協定書」を更新し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、諒訪圏における産学官連携や新事業の創生、人材育成等に関する事業を協力して推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 1) 信州大学諒訪圏産学官連携室を設置すること。
- 2) 研究シーズのデータベースの整備・公開に関すること。
- 3) 新事業のインキュベーションに関すること。
- 4) 専門技術教育及び人材育成に関すること。
- 5) インターンシップ等の現地学習に関すること。
- 6) その他甲及び乙が必要と認める事項

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定は、平成28年4月1日から発効し、有効期間は平成29年3月31日までとする。
ただし、甲又は乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、この協定は自動的に更新されるものとする。

（協議）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成28年 4月 1日

信州大学学術研究・産学官連携推進機構 機構長
国立大学法人信州大学理事 中村 宗一郎



特定非営利活動法人
諒訪圏ものづくり推進機構
理事長 草間 三郎

